



JAL不当解雇撤回ニュース

No428号 2014.02.15
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

蒲田駅で怒りの宣伝行動

最高裁の不当決定を糾弾

原告 必ず職場に戻ると決意を表明



【写真】駅前ロータリーの広場で、残業代ゼロ法は許さない！ JAL の不当解雇撤回を！とチラシを配布(2月10日蒲田駅前)

2月10日、定例の労働法制改悪反対の JR 蒲田駅宣伝行動が実施されました。この宣伝行動は、大田区労協、大田労連、大田区内の全労協はじめ、区内の民主団体が共同で実施している行動です。今回は、JAL 不当解雇撤回裁判で最高裁が不当決定をしたことを踏まえ、労働法制の改悪反対に加え、最高裁の不当決定を糾弾する宣伝行動として実施しました。

マイクを手にした各弁士からは、「残業代ゼロ・過労死促進法案の阻止」、「生涯派遣・社員ゼロの派遣法の改悪反対」、「雇用破壊は許さない」と、労働法制改悪反対の訴えとともに、最高裁の不当



決定を糾弾し、解雇された 165 名全員の不当解雇撤回と職場復帰に向けて闘う決意が表明されました。

JAL 原告からは、パイロット原告の福永さんが訴えました。最高裁はたった 3~4 ヶ月の短期間で実質的な審理もしないまま、結論ありきの決定をした。高裁の、整理解雇の必要性も明確にせず、解雇の過程で発生した不当労働行為も不問にした誤った不当判決の見直すことなくこれを追認した。最高裁の決定が出されたといって解雇の不当性は何ら変わらない。不当な決定には屈しない。解雇撤回・職場復帰に向けて引き続き闘うと決意を述べ、一層の支援をと訴えました。



【写真】 宣伝行動を終えて。参加されたみなさん。